

令和6年9月2日
神奈川県警察本部
刑事部鑑識課

神奈川県警察嘱託警察犬審査会の御案内

平素から警察業務の運営につきまして御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

令和7年神奈川県警察嘱託警察犬を選定する審査会を次のとおり実施しますので、御案内申し上げます。

また嘱託警察犬審査会のご案内については、本年より神奈川県警察ホームページ
(ホーム→各種手続→その他→神奈川県警察嘱託警察犬審査会開催のお知らせ)

(URL <https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/sonota2/mesc5005.html>)

2次元コード



内に情報を掲載しております。

記

1 審査日時

令和6年11月12日(火)又は13日(水)

午前8時30分から午後5時ころまでの間

※ 出場頭数により、11月12日(火)の1日で実施するか、13日(水)との2日間で実施するか決定します。

審査時間は1頭当たり約20分(服従審査、追及・捜索審査及び面接審査)で、出場指導手に対して指定日時を別途連絡します。

雨天決行

(荒天時等は、令和6年11月19日(火)又は20日(水)に実施します。)

※ 開会式・閉会式は実施いたしません。

2 審査場所

横浜市栄区上郷町1575-1 神奈川県警察直轄警察犬訓練所

3 審査会長

鑑識課長

4 審査員

鑑識課警察犬係員

5 出場資格等

(1) 出場できる犬は、犬種は問わないがマイクロチップが装着されており所有者名で環境大臣指定登録機関公益社団法人日本獣医師会に登録されている犬とします。(ただし、令和4年5月31日以前に所有した「公益社団法人日本警察犬協会」指定の7犬種で所有者名での同協会登録犬は、マイクロチップ装着及び環境省登録を免除する。)

※ 環境大臣指定登録機関公益社団法人日本獣医師会に登録されている犬とは、A I P O (動物ID普及推進会議)への登録とは異なります。A I P Oへの登録しか行ってない犬は、環境省への登録も必要です。

いずれの犬も令和6年度の狂犬病予防注射済票が所有者名で発行されており、出勤要請に応じられる管理下(指導手、所有者ともに神奈川県内居住者)にあることを条件とします。

(2) 指導手1人につき、2頭までとします。

(3) 伝染病に罹患している犬は出場できません。

(4) 市街地を通行中、指導手に従わず、通行人や犬にほえたり向かっていく犬は出場できません。

(5) 指導手の方は、有効な運転免許証を所持し、自ら車両を運転して現場臨場可能な方。(ペーパードライバー等、指導手自ら車両で現場臨場できない方は、申し込みできません。)

(6) 下記の欠格事由に抵触する場合の所有者、指導手は申し込みできません。

欠格事由(嘱託中においても判明した場合は嘱託を解除します。)

- ・ 18歳に満たない人
(ただし所有者は除く。所有者が18歳以下の場合、保護者の同意が必要。)
- ・ 日本国籍を有しない人
- ・ 地方公務員法第16条の規定に該当する人
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)
- ・ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められた人
- ・ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団員等を利用している人

- ・ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている人
- ・ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している人

(7) 申込書類の不備等により、出場を辞退していただくことがあります。

6 審査の概要

(1) 別紙「服従審査（第一次審査）」「追及・搜索審査（第二次審査）」のとおりとします。

(2) 指導手は、追及・搜索審査（第二次審査）終了後に、面接審査を実施します。

7 警察犬の嘱託について

(1) 警察犬として嘱託するに当たっては、審査会の結果（面接を含む。）、犬の訓練資格、地域性、出動要請に対する対応力、過去の出動状況等を考慮して決定し、後日当方より郵送で御案内いたします。

(2) 嘱託された場合は、令和7年神奈川県警察嘱託警察犬細則に定められた事項を指導手、所有者とも遵守していただくことになります。これに同意いただけない方は、申し込みできません。

8 個人情報等について注意事項

審査会出場中の映像、写真、嘱託警察犬名、指導手名、所有者名、記事、記録等は、テレビ、新聞、雑誌、インターネット、その他の媒体に掲載されることがあります。

個人情報「住所、氏名、訓練所名等」は、当課からの連絡文書等に利用します。また、マイクロチップ情報を環境大臣指定登録機関公益社団法人日本獣医師会への照会、個人情報を神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課への照会を行います。

指導手、所有者は大会申込みを行うことにより、これらの個人情報の取扱いにあらかじめ承諾したものとみなされます。

9 注意事項

(1) 審査会場である「神奈川県警察直轄警察犬訓練所」は、審査会開催日以外での使用はできません。また、審査日の指定した時間以外に入場することはできません。駐車場に限りがありますので、審査終了後は速やかな退場をお願いします。

(2) 審査会場の都合上、同伴者は会場に入れませんので指導手のみで御来場ください。

(3) 審査会場において静止画及び動画のカメラ撮影は一切できません。

(4) 会場での犬の排尿排便、ごみ類の処理は各自責任を持って処理してください。なお、排便処理は土に埋没させないでお持ち帰りください。

(5) 会場では、指定の車両駐車場所、トイレ、犬の排尿排便場所以外への立ち入り（訓練等）はできません。

(6) 発情している犬は、前日までに神奈川県警察直轄警察犬訓練所に電話連絡してく

ださい。

(7) 審査の際、確認のため指導手と出場犬の写真撮影を実施します。

(8) マイクロチップ装着犬については、マイクロチップリーダーにてマイクロチップ情報の読込確認を実施します。

10 申込み要領

(1) 「嘱託警察犬審査会申込書」により申し込んでください。複数頭を出場される場合は、申込書をコピー又は神奈川県警察ホームページよりダウンロードして御利用ください。

※ 来年以降も嘱託警察犬審査会の案内は神奈川県警察ホームページ上に掲載いたします。郵送による案内を来年以降も希望する場合には、申込書のチェック欄にチェック 願います。

(2) 「誓約書」を指導手、所有者ともに記載して提出してください。複数枚の誓約書が必要な場合は、誓約書をコピー又は神奈川県警察ホームページよりダウンロードして御利用ください。

※ 規定の申込書、誓約書以外は使用できません。

(3) 申込書には、環境省にマイクロチップを登録したことがわかる書類（環境大臣指定公益社団法人日本獣医師会発行のマイクロチップデータの登録証明書）の写し（令和4年5月31日以前に所有した「公益社団法人日本警察犬協会」指定の7犬種については、血統書（日本警察犬協会）の写しでも可。写しは犬の所有者、訓練資格等がわかるよう 両面をコピーしてください。）を添付していただきます。

(4) 令和6年度の狂犬病予防注射済票の写しを添付してください。



←この札のコピーを添付してください。

(5) 指導手、所有者双方の運転免許証（両面）の写しを添付してください。所有者の方で運転免許証がない場合は、本人の住民票の写しを提出してください。

(6) 申込みは、令和6年10月18日（金）までに下記の神奈川県警察直轄警察犬訓練所に 必着するようにしてください。

《 申込書送付先・問合せ先 》

〒 247-0013 横浜市栄区上郷町1575-1

神奈川県警察直轄警察犬訓練所

電話 045-211-1212（内線718-577・578）

※ 電話でのお問合せは、月曜日～金曜日（祝祭日は除く）午前9時から午後0時及び午後1時から午後5時までの間とします。

服従審査（第一次審査）

1 科目構成

指導手の指示どおりの作業ができるかを確認します。

- (1) 「紐無脚側行進」※ 紐を付けず、犬を指導手の左側に位置させ、指導手の歩速に合わせ進行させること。
- (2) 「紐無脚側行進」⇒「停座（座る動作）、待て」⇒「招呼（呼び寄せる）、停座」
- (3) 「紐無脚側行進」⇒「伏臥（伏せる動作）、待て」⇒「招呼、停座」

2 実施要領

(1) 紐無脚側行進

紐無しで約10メートルの脚側行進を往路は常歩、復路は速歩で往復する。

指導手は、出発点（別図①）で犬を脚側停座させてから紐を外し、自身で保持する。

審査員の指示により、常歩で出発し、10メートル先のセーフティーコーン（別図③）を回って折り返し、そのまま止まらずに速歩にて出発点に戻って脚側停座させる。

(2) 停座及び招呼

上記(1)に引き続き、出発点（別図①）において紐無しで脚側停座させ、審査員の指示により、常歩にて脚側行進で前進し、5メートル先のセーフティーコーン（別図②）付近で犬に停座を命じる。

指導手のみ更に常歩で約5メートル前進し、回れ右（別図③付近）をして犬と対面する。

審査員の指示により、犬を招呼し、犬が来たら停座させる（対面停座、脚側停座はどちらでもよい）。

(3) 伏臥及び招呼

上記(2)に引き続き、上記(2)終了地点（別図③付近）において紐無しで脚側停座させ、審査員の指示により、出発点方向へ常歩にて脚側行進で前進し、5メートル先のセーフティーコーン（別図②）付近で犬に伏臥を命じる。

指導手のみ更に常歩で約5メートル前進し、出発点（別図①付近）において回れ右をして犬と対面する。

審査員の指示により、犬を招呼し、犬が来たら停座させる（対面停座、脚側停座はどちらでもよい）。

3 判定について

服従審査の結果、警察犬として安全かつ他人に迷惑をかけることなく使役することができないと認められた場合は、「追及・搜索」及び「面接」の審査には進めません。

追及・搜索審査（第二次審査）

1 科目構成

- (1) アスファルト舗装路及び草地での約120歩4屈折のコースにおいて、物品3個と人の発見を行う。人はフェンス外側に設置されている5個のテントのうち、1個のテント内に隠れているのでフェンス内側から発見する。所要時間は7分以内とする。
- (2) 事前に誘惑の人・犬の歩いた場所にピンを立てずに印跡しコースを作る。同じ場所で全頭実施する。
- (3) 足跡追及により犬が進行することができないと指導手が判断した場合は、時間内であれば物品及び人の発見を行う搜索活動に移行することができる。
- (4) 原臭袋に入った原臭は、時間内であれば何度でも犬に嗅がせることができる。ただし原臭を犬にかませたり、指導手が素手で触ったりしてはならない。
- (5) 紐付きで実施する。搜索胴輪の使用は許される。

2 実施要領

- (1) 審査前、指導手は審査員に指定された位置で犬とともに待機する。（待機場所から審査コース、印跡状況及び物品配置場所は確認することができない。）
- (2) 指導手は、審査員の指示によって追及開始地点で、犬名、指導手名を申告する。また、自分の犬が物品及び人を発見したときの動作（伏臥、停座、咆哮等）を申告する。
- (3) 審査員の指示により、原臭袋に入れられた物品を嗅がせ、追及・搜索を開始させる。
- (4) 発見した物品全部を審査員に差し出して作業を終了する。

3 注意事項

- (1) 犬が物品を発見した動作を確実に示したときは、指導手は速やかに犬のもとに行き、物品を拾い上げて審査員に示さなければならない。
- (2) 犬の自主性を阻害して、紐・声符・指符等で誘導、制止、発見の動作をさせた場合は減点とするが、犬が迷って動かない場合等には、再度原臭を嗅がせ作業の開始を促すこと。
犬が物品をかんだり、引っかいたりした場合は減点とする。
- (3) 原臭袋は必ず携帯して実施すること。原臭袋内の物品を犬にかませたり、指導手が素手で触ったり、原臭袋を放置したりした場合は減点とする。
- (4) 審査中、犬が排尿、排便した場合には減点とする。排便した場合には指導手が必ずその場で回収すること。
- (5) 足跡コース等については、気象状況の影響等により変更することがある。

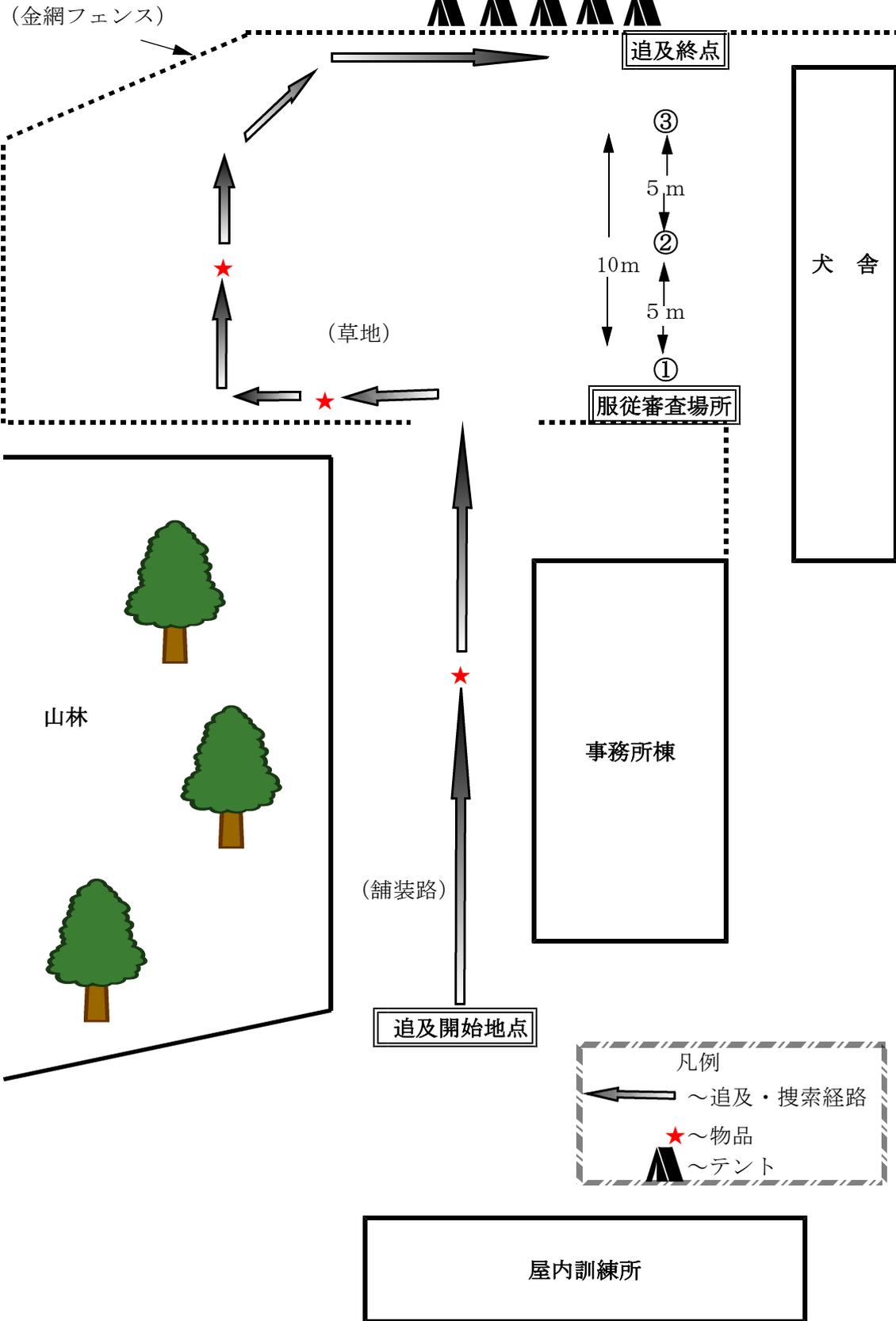
4 審査要領

審査については、現場で活躍できるかを重点に犬の作業内容、意欲、態度、指導手の態度等を総合的に判断する。

別図

審査コース (直轄警察犬訓練所)

(テント ※印跡者が隠れる)



(金網フェンス)

追及終点

③

5 m

②

10 m

5 m

①

服従審査場所

犬舎

(草地)

山林

事務所棟

(舗装路)

追及開始地点

凡例

← ~ 追及・搜索経路

★ ~ 物品

▲ ~ テント

屋内訓練所

令和7年神奈川県警察嘱託警察犬細則

見出しの件については下記のとおり定めるので、嘱託警察犬の運用上誤りのないようにされたい。

記

1 嘱託期間

令和7年1月1日から同年12月31日までの間

2 出動要請

警察本部鑑識課から当該嘱託警察犬の指導手に対し、電話で要請する。

3 出動対象活動

- (1) 犯罪捜査のための足跡追及、搜索。
- (2) 行方不明者、迷子等の足跡追及、搜索。

4 出動時における記録

指導手は、嘱託警察犬が出動した際には次の項目について記録すること。

- (1) 自宅（訓練所等）出発時間
- (2) 現場到着時間
- (3) 嘱託警察犬使役時間（開始及び終了時間）
- (4) 嘱託警察犬使役状況（原臭物品、追及・搜索経路等）
- (5) 現場出発時間
- (6) 自宅（訓練所等）到着時間

5 謝礼金

出動1件につき指導手に7,000円、所有者に3,000円。指導手所有者同一の場合は10,000円。嘱託警察犬が鑑識課からの要請により、訓練（現場使役要領等）に参加した場合、1回につき指導手に3,500円、所有者に1,500円。指導手所有者同一の場合は5,000円。

（令和6年度）

令和7年度の謝礼金額については、変更される場合がある。

※ 後日指定口座振り込み。1回の出動及び訓練に2頭使用した場合でも1頭分の謝金とする。防犯活動、キャンペーンには出動謝礼金は出ない。

6 遵守事項

- (1) 所有者及び指導手は平素から嘱託警察犬の能力と練度の維持向上に努めること。
- (2) 車両で出動する際は、交通法令を遵守すること。
- (3) 出動先では単独行動をせず、警察官の指示に従うこと。
- (4) 出動における使役及び公共場所での訓練等においては、嘱託警察犬であってもリードを放してはならないこと。
- (5) 他人の敷地等に無断で入らないこと。
- (6) 出動により知り得た情報（個人情報を含む。）の内容をみだりに他に漏らしてはならないこと。嘱託期間が満了し、又は取り消された後においても同様とする。

7 嘱託の取消し

次の項目に該当する嘱託警察犬は、期間満了前であっても嘱託を取り消すものとする。

- (1) 嘱託警察犬が死亡したとき。
- (2) 嘱託警察犬が病気その他のやむを得ない理由により出動できなくなったとき。
- (3) 嘱託警察犬の所有者又は指導手が変わったとき。
- (4) 嘱託警察犬の所有者が嘱託を辞退し、又は指導手が訓練若しくは出動時の使役を辞退したとき。
- (5) 嘱託警察犬の所有者又は指導手が死亡したとき。
- (6) 嘱託警察犬の所有者又は指導手が病気その他のやむを得ない理由により出動時の使役をできなくなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、嘱託しておくことが適当でないと認められたとき。

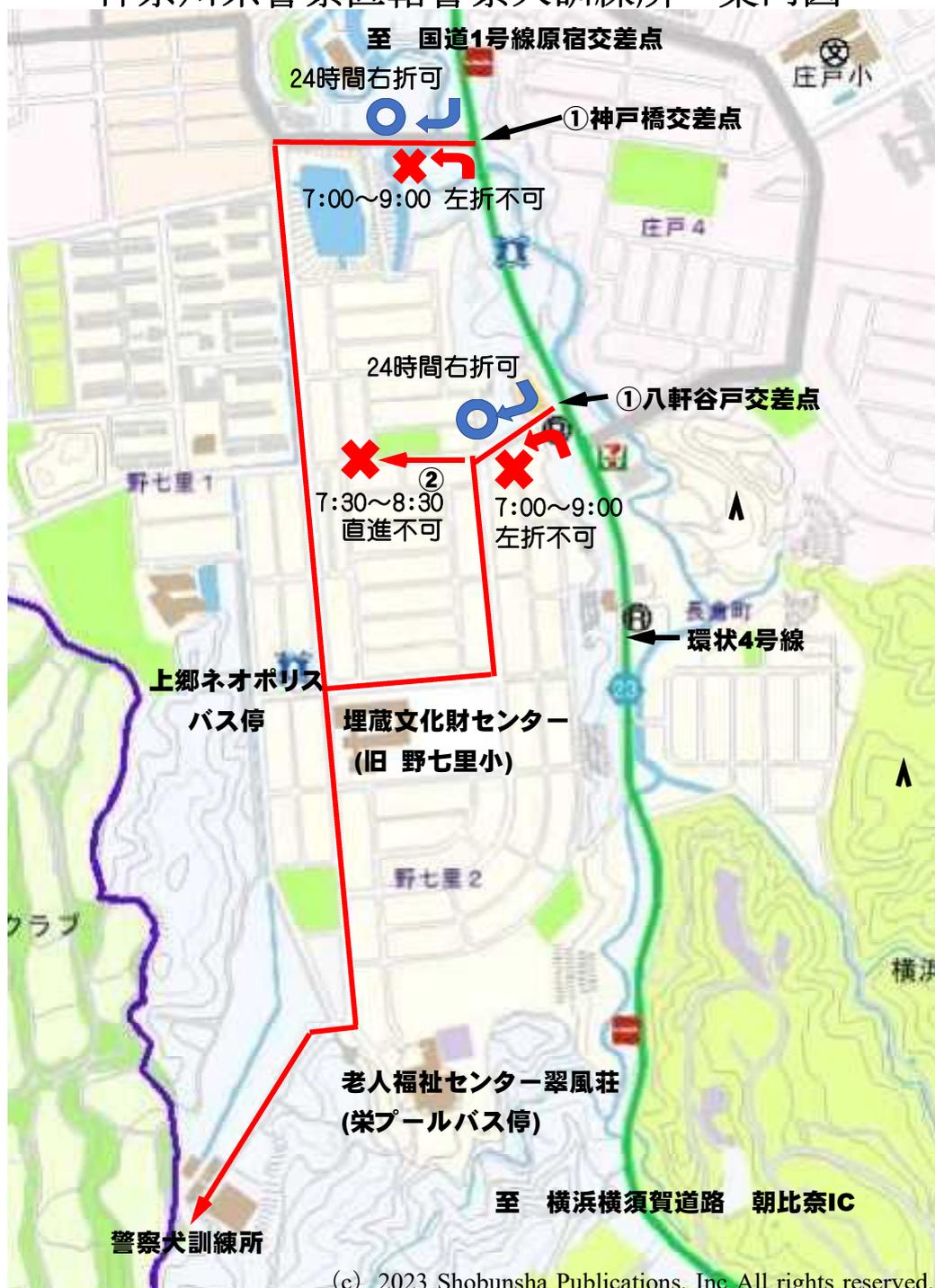
8 嘱託書の取扱い

嘱託が取り消されたときは、嘱託書を返納すること。

9 その他

出動中の事故等により発生した、第三者への損害及び指導手・嘱託警察犬の死亡・傷病等になった場合の補償はない。

神奈川県警察直轄警察犬訓練所 案内図



(c) 2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

注意 環状4号線の八軒谷戸交差点及び神戸橋交差点は、共に朝比奈方面から原宿方面に向かう方向にて7:00～9:00の時間規制で左折禁止となっております。

原宿方面から朝比奈方面への規制は24時間ありません。

※①の交差点は7:00～9:00左折禁止 ②の交差点は7:30～8:30直進禁止

所在地 横浜市栄区上郷町1575-1 神奈川県警察直轄警察犬訓練所